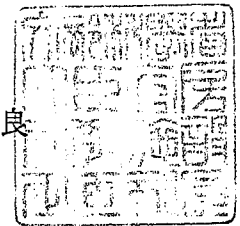


19国文科施第14号
平成19年7月24日

官 房 五 課 長
文 教 施 設 企 画 部 長
国 際 統 括 官 長
各 局 長
文 化 庁 次 長
関係各都道府県教育委員会教育長
関係各都道府県知事
関係各国公私立大学長
関係各国公立高等専門学校長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
水戸原子力事務所長
文部科学省各独立行政法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
舌 津 一 良



(印影印刷)

夏期の節電への協力要請について（依頼）

省エネルギー対策については、「夏季の省エネルギー対策について（依頼）」（平成19年6月6日付19国文科施第10号）等により周知しているところですが、今般、経済産業省資源エネルギー庁長官から別紙（写）のとおり再度の周知徹底と夏期の節電への協力要請がありました。

については、別添2「夏季の省エネルギー対策について」（平成19年5月30日省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）を参照し、省エネルギー対策の推進に一層の御尽力をお願いするとともに、特に別添3「特に心がけていただきたい夏期に向けた節電活動」のような夏期の節電対策への一層の取組をお願いします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村教育委員会等を通じ各公立学校等に対して、また、都道府県知事におかれては、所轄の私立学校等に対して、周知していただくようお願いいたします。

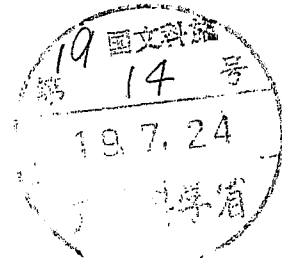
<本件に関する問い合わせ先>

大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第二係

tel. 03-5253-4111（内線2292）

写

別紙

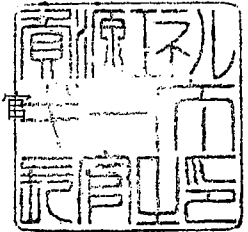


経済産業省

平成 19・07・20 資庁第 2 号
平成 19 年 7 月 20 日

文部科学省大臣官房長 殿

経済産業省資源エネルギー庁長官



夏期の節電への協力要請について

上記の件について、平成19年7月20日の経済産業省関東圏電力需給対策本部（本部長：甘利経済産業大臣）において、「平成19年夏期の電力需給対策について」が別添1のとおり決定されました。これまでも省エネルギーへの協力について広くお願いしてきておりますが、その必要性について、更なる周知を図るとともに、特に節電への協力をお願いすることとしました。

節電等につきましては、かねてより積極的にご協力をいただいているところでありますが、貴省庁におかれましては、別添2の平成19年5月30日の省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議の決定「夏季の省エネルギー対策について」を貴省庁並びに貴省庁管下の政府関係機関、公益法人・関係業界団体等へ再度周知徹底していただくとともに、特に別添3のような夏期の節電対策への一層の取組をお願いいたします。

平成19年夏期の電力需給対策について

平成19年7月20日

経済産業省関東圏電力需給対策本部決定

7月16日の新潟県中越沖地震により、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所2号機、3号機、4号機及び7号機が自動停止した。同原子力発電所は、安全が確認されるまで、運転の再開を見合わせており、その結果、夏期供給力が減少(発電規模:7月 465.6万kW、8月 711.2万kW)している。

一方、来週にも見込まれる梅雨明け以降の需要期を前に、柏崎刈羽原子力発電所の発電停止を勧告してもなお、電力の安定供給を期するため、東京電力に対し、電気事業法第106条第3項に基づく報告徴収を行った。その報告によれば、東京電力は今夏の最大需要として6,110万kWを見込み、これに対して、現段階において、7月に6,254万kW、8月に6,214万kWの供給力を確保していることから、直ちに供給支障が生じる状況にはない。

しかしながら、東京電力管内における過去の最大電力は6,430万kW(平成13年7月24日 東京の最高気温38℃)であり、大幅な気温上昇に伴う異常な需要増等により、ピーク時間帯に電力の需給ギャップが発生する可能性も否定できない。更なる供給力の確保に万全を期すとともに、可能な限り電力需要を節減することが重要である。

このため、東京電力(株)に対して需給両面の対策を求めるとし、併せて、関係省庁や地方公共団体の協力を得て、広く節電を呼びかけることとする。

I. 供給力対策について

1. 東京電力(株)に対して、以下の措置を講じるよう求める。

(1)平成19年7月18日付け平成19-07-18資第3号「電力の供給及び需要等について(報告徴収)」に基づき報告のあった供給力のうち、既に供給力として織り込み済みのものについては確実に確保し、追加的供給力として見込んでいるものについては予定どおり確保できるよう万全を期すこと。また、更なる追加対策についても引き続き検討すること。

(2)なお、電力の安定供給が国民生活や経済活動に大きな影響を与えることにかんがみ、今夏のピーク対策以降においても安定供給の確保に万全を期すこと。

2. また、電力各社に対しては、夏期電力需要期を迎えるにあたり、自社供給区域における安定供給の確保について責任を果たすとともに、東京電力㈱からの要請に対しても可能な範囲で積極的に協力することを求める。

Ⅱ. 需要対策について

1. 東京電力㈱に対して、需要の増大による供給力の不足を回避するため、大口電力需要家に対する個別の節電要請を行うとともに、ピークカットに対応した供給契約の拡大等を通じ、緊急時における需要の削減に向けて最大限努力するよう求める。
2. 上記の東京電力㈱による需要対策を補完し、緊急時に備え節電に対して全力で取り組み得るよう、以下の対策を講じる。その際、夏期の高温日における需要は、午前10時頃から午後5時頃までの間、高止まりすることが多いことに留意する必要がある。
 - (1) 本年5月30日に省エネルギー・省資源対策推進省庁連絡会議が決定した「夏季の省エネルギー対策について」につき、引き続き国民各層及び産業界に周知徹底を図ること。
 - (2) 特に、産業界に対しては、実施可能なピークカット対策について、政府より協力を要請すること。
3. 経済産業省本省庁舎においては、上記2. (1)の対策に加え、以下の対策を行う。
 - (1) 昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き、全館一斉に消灯し、昼休み以外の時間帯は、こまめに消灯すること。
 - (2) エレベーターの使用をできるだけ控え、近くの階への昇降は階段を用いること(2アップ・3ダウンの推奨)。
 - (3) コピーの量を必要最小限にする等、OA機器の節電に努めること。
 - (4) 省内一斉節電運動を行うため、各部局に節電対策実施責任者を定めるなど、その実施を徹底すること。

他の省庁及び政府関係機関並びに関東圏の地方公共団体に対しても、協力を要請する。

夏季の省エネルギー対策について

平成19年5月30日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

1. 燃料資源の有効利用と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を着実に実施することが必要である。特に、オイルショック以降大幅に増加した民生・運輸部門を中心にエネルギー需要への対策が課題となっている。また、中国やインドなど急成長の国でのエネルギー需要の急増や産油国の供給不安等により原油価格が高水準で推移していることから、各府省が連携して対策を講じているところであるが、今後、省エネルギーについても、より一層の推進が重要である。
2. 地球温暖化防止問題については、平成17年に発効した気候変動枠組条約京都議定書の約束期間が始まる平成20年に向け、温室効果ガス排出量の6%削減約束の確実な達成に向けた対応が強く求められている。
また、昨年4月に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、省エネ計画の策定などを義務付ける工場・事業場の拡大や対象事業者の拡大を行うほか、運輸分野を新たに対象化、住宅・建築分野への対応の強化、家電などの小売店に店頭でわかりやすい省エネ情報の提供を促すなど消費者の省エネルギーへの取組の促進等の更なる省エネルギー対策の強化を図っている。
3. 政府としては、今般、エネルギー消費が増大する夏季に向けて、冷房中の室温28℃の徹底を始めとする別添の「夏季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に従った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進を図ることとする。

夏季の省エネルギー対策について

I 政府としての取組

1. 政府としては、「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針等を踏まえ、自らが一層の省エネルギーを進める観点から、以下の(1)～(16)に掲げる事項等を着実に実施することとする。これとともに、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。

(1) 冷房中の室温は28℃を目途に過度にならないよう適切な調整に努める等、エネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うこと。なお、コンピューター室の冷房についても、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。また、執務室で快適に過ごせるよう「クール・ビズ」を心がけること。

(2) 席を外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンし、退庁時には、業務に支障のない範囲で、プリンター等のOA機器、電気ポットや照明の電源を消す等、電力消費軽減に努めること。また、冷蔵庫や電気ポット等執務室で使用している電化製品の利用に当たっては、数の集約を図るとともに、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費の少ないものを選択すること。これらの機器の新規の購入に当たっても同様とすること。

(3) 昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き、一斉消灯するとともに、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。また、廊下・ロビーなど共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施すること。

(4) エレベーターは、省エネルギー性能の高い機種への切り替えや、運転台数を業務に支障のない範囲で削減し、極力階段を利用する等、省エネルギーに努めること。

(5) 庁舎内の自動販売機については、設置台数の見直しを行うとともに、トップランナー基準を満たしている機種を設置するよう努めること。加えて、可能な限り照明の消灯に努めること。

(6) 一般公用車については低公害車の導入比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、数値目標を掲げて低公害車化を図ること。また、燃料電池自動車については率先導入すること。

- (7) 公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めること。このため、霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」の実施や公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置すること。加えて、運転手への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『e スタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つなど確実な点検・整備等）の積極的な実践を推進すること。また、通勤時や業務時の移動は、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を推進すること。
- (8) 霞が関において自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすい環境となるよう利用手続等に配慮すること。
- (9) グリーン庁舎の整備を推進するとともに、グリーン診断に基づき、省エネ改修を重点的に実施すること。また、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。
- (10) 地方支分部局を含めた全ての庁舎を対象に、可能な限りESCO（※ Energy Service Company）事業を活用した省エネルギー改修を進めるため、「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合わせ）に基づき、既にグリーン診断が行われている庁舎についても、改めて簡易ESCO診断を実施し、可能な限り幅広くESCO事業を導入すること。
- (11) 地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、複層ガラスや二重窓などの高断熱窓・サッシ、BEMS等のエネルギー消費効率を改善するための設備、機器等を可能な限り幅広く導入すること。
- (12) フロア、部屋等で照明、OA機器等のエネルギーの使用状況が定期的に把握できる仕組みの導入を検討するなど、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。
- (13) 政府が主催するイベントの実施にあたっては、会場の冷房の温度設定の適正化を行うなど、省エネルギーに努めるとともに、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用にも努めること。また、政府が後援等をする民間のイベントについても、同様の取組が行われるよう促すこと。
- (14) その他、コピーの節減や業務の効率化等、エネルギー使用の合理化に努めること。

(15) 以上のようなエネルギーの使用の合理化の措置を講じることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度夏季（7月～9月）比の削減に努めること。

(16) 政府は、「Ⅱ 産業界及び家庭など国民に対する協力要請」に掲げた各事項について国民への周知徹底を図るため、政府関係機関、関係団体、関係業界、地方公共団体、NPO等に対して、これらの機関・団体が産業界や家庭などに省エネルギーの呼びかけを行うよう協力を要請する。また、別紙1の「夏季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

政府は、以上の対策について、その効果を把握し、その後の対策に活かすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューを行う。

2. 政府は、省エネルギーが新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図るとともに、そのようなライフスタイルを子供たちや若い世代が受け入れられるよう広報の実施やエネルギー教育の実施等を図る。

(1) 国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図る。食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレット等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図る。

(2) 子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身につけられるよう、エネルギー教育の観点から広報を充実するとともに、学習機会の提供などエネルギー教育の充実を図る。

学校、企業等の場においても、地球温暖化等の地球環境問題をも踏まえ省エネルギーの重要性についての理解を深めるために、教育や取組を行うよう協力を求めるとともに、教育関係者が適切な省エネルギーに関する知識を身につけられるよう情報提供を充実する。

(3) 政府は職員に対し、家庭等の日常生活において、省エネルギー型のライフスタイルを実践するよう意識の醸成を図るための取組を行う。

3. サマータイム制度は、ライフスタイルやワークスタイルの変化を通じて国民意識の変革が図られること、照明や冷房用電力等が節約されることなどにより、CO₂の排出抑制につながり、地球温暖化対策として一定の効果が見込まれるため、ライフスタイルやワークスタイルの在り方も含めて国民的議論の展開を図り、環境意識の醸成と合

意形成を図る。

II 産業界及び家庭など国民に対する協力要請

1. 工場・事業場関係

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。

工場及び事業場にあつては、省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

(2) 自主的な省エネルギーへの取組を推進すること。

社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー設備の導入や設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。また、同計画の対象外の者にあつても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

(3) E S C O事業の活用を含めエネルギー診断の実施を検討すること。

自らの工場・事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するE S C O事業の活用を含め、省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

(4) 省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員やエネルギー管理を委託している業者に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・講習・シンポジウム等への参加機会の提供に努めること。

2. 業務・家庭関係

ア 家電機器等エネルギー消費機器

(1) エネルギー消費機器に関する情報提供等に努めること。

家電機器、O A機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかきめ細かな情報提供、表示に努めること。

(2) エネルギー消費機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

家電機器、O A機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エ

エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式に基づいた機器の省エネルギー基準を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) 機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

家電機器、OA機器、自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、必要なエネルギーを必要な時に効率よく使うという観点に立ち、自ら製造・輸入する機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

(4) 省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。

小売事業者においては、販売店による情報提供も消費者の機器購入に当たっての重要な判断要素となることから、統一省エネラベル等を活用する等により、消費者に対して、機器のエネルギー消費効率や、エネルギー消費効率の高い機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについて省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。一般消費者に対するエネルギー供給を行う事業者においては、消費者のエネルギーの使用状況や機器の使用法の工夫による省エネルギー効果等一般消費者が行う省エネルギーの取組に資する情報提供に努めること。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。特に、エアコン、冷蔵庫、テレビの購入に当たっては統一省エネラベルによる省エネ性能表示に留意し、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。その際、必要に応じて省エネ型製品普及推進優良店の活用についても考慮すること。

(6) 国際エネルギースターロゴの表示がある機種等の導入に努めること。

パソコン等のOA機器を購入する際には、待機時消費電力が削減された製品に付される国際エネルギースターロゴの表示がある機種又はこれと同等以上の効率を有する機種の導入に努めること。

(7) エネルギー消費機器の利用の際には、省エネルギーに努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の利用に当たっては、必要性に応じた容量の選択等、機器の特性に応じた合理的な使用に心掛けるとともに、不要時にはこまめに電源を切る等、省エネルギーに努めること。

イ 住宅、ビル等について

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のため、的確な設計及び施工を行うこと。

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。

- (2) エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置等を行うこと。

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、設備に係るエネルギーの効率的利用を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置又は適切な改修を行うこと。

- (3) 既設の設備の更新や改善、建築物の維持保全等を行うこと。

住宅、ビル等の所有者は、既設の設備の更新及び改善、付加設備の導入等に努める等、使用状況に応じた効率の良い設備を設置すること。また、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び設備に係るエネルギーの効率的利用の観点から、住宅、ビル等の適正な維持保全を行うとともに、性能の向上を図るため、改修その他の所要の措置についても検討すること。

- (4) 冷房中の室温が28℃を目途に過度にならないよう適切に調整する他、照明、エレベーター等のエネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うこと。

住宅、ビル等においては、適切な冷房温度の下で快適に過ごせるよう「クール・ビズ」を励行し、冷房中の室温が28℃を目途に過度にならないよう適切に調整、業務に支障のない範囲で昼休み等における消灯、エレベーターの運転台数削減に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。また、ビル等のエネルギー管理推進のため、事務所、店舗等とビル等の管理者、所有者との連絡を密にするための組織を整備するなど、エネルギーの管理について組織面での充実を図ること。また、屋外照明施設の深夜の消灯や減灯などの適切な点灯管理を行うとともに、白熱灯から蛍光灯への買換えに努めること。

- (5) ビル等におけるエネルギー管理の徹底を図ること。

省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

- (6) E S C O事業の活用を含め省エネルギー診断の実施を検討すること。

自らの事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するE S C O事業の活用を含め省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

(7) 省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員やエネルギー管理を委託している業者に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・講習・シンポジウム等への参加の機会の提供に努めること。

(8) ITを活用したエネルギー需要マネジメントシステムの導入に努めること。

ITを活用して、エネルギーの使用をとまなう機器について、最適に制御するための需要マネジメントシステムの導入に努めること。

(9) 省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

3. 運輸関係

(1) 省エネ法に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。

貨物（旅客）輸送事業者にあつては、省エネ法に基づく「貨物（旅客）の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物（旅客）輸送事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

また、荷主にあつては、省エネ法に基づく「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化に係るエネルギー使用の合理化に関する荷主の判断基準」の遵守に努めること。

(2) 自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式に基づいた機器の省エネルギー基準等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) エネルギー消費効率のよいものを選択すること。

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、ハイブリッド車やアイドリングストップ車等の燃料消費効率の優れた自動車の導入に努めること。

(4) 物流の効率化を図ること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(5) 公共交通機関の利用等の促進に取り組むこと。

通勤及び休暇におけるレジャー等の人の移動に際しては、できる限り鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を図り、近距離移動に際しては、徒歩や自転車での移動を図ること。道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(6) 輸送機関における冷房温度の適正化に努めること。

鉄道、バス、トラック、自家用及び業務用自動車、航空機、船舶等の冷房中の室温は、28℃を目途に過度にならないよう適切な調整に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

(7) エコドライブの実践等に加えて、自動車の利用をできる限り控えること。

自動車を利用する場合には、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『e スタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つなど確実な点検・整備等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（例えばVICSの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより、省エネルギーに努めること。

4. その他

(1) 地域においては、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を通じて各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図る等、地域の特性を踏まえた取組を推進すること。

(2) 家庭・オフィスにおいて、エネルギー使用量の把握を通じて、「国民行動の目安」（別紙2）等を参考にしつつ、更なる省エネルギー活動の可能性について検討を行い、これを実践するよう努めること。

(3) 省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めること。

(4) その他、エネルギーの使用の合理化を図ること。

特に心がけていただきたい夏期に向けた節電活動

1. ビル等においては、室内の設定温度の適正化等、電力消費について適正な管理を行うこと。

ビル等においては、室内の設定温度の適正化(冷房28℃を目途)、昼休み等における消灯、エレベーターの運行休止に努める等、電力消費について適正な管理を行うこと。

2. 電力消費機器の利用に当たっては、エネルギー使用の効率化を図ること。

家電機器、OA機器等の電力消費機器の利用に当たっては、必要性に応じた容量の選択、機器の特性に応じた合理的な使用を心掛けるとともに、不要不急時はこまめに電源を切ること。

3. なお、当省の庁舎においては、関東圏電力安定供給対策本部の決定により、以下の対策を行うこととなったので、参考にされたい。

- ① 昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き、全館一斉に消灯し、昼休み以外の時間帯は、こまめに消灯すること。
- ② エレベーターの使用をできるだけ控え、近くの階への昇降は階段を用いること(2アップ・3ダウンの推奨)。
- ③ コピーの量を必要最小限にする等、OA機器の節電に努めること。
- ④ 省内一斉節電運動を行うため、各部局に節電対策実施責任者を定めるなど、その実施を徹底すること。